

トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項）

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC オリンピック強化指定選手
 - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 4. 当該住居に主要な家財道具が存すること
- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民スポーツ大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和5年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和6年1月1日に改定し、同日より施行する。